

## 寄附金税制が 改正されました

「ふるさと」に貢献したい、応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に対する「ふるさと納税」などの寄附金税制が抜本的に拡充されました。

### ●控除の額

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち5千円を超える部分について、市県民税所得割のおおむね1割を上限として、所得税と合わせて控除されます。

### ●控除を受ける方法

寄附を行った方が、都道府県・市区町村が発行する領収書などを添付して申告を行ってください。なお、所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。



## 郵送などでも 提出できます

確定申告書は、郵送などでも提出できます。記載事項や添付書類に誤りがないかを確認し、確定申告書の控え



を手元に残して、磐田税務署まで早めに送付してください。

確定申告書を郵便または、信書便で送付される場合は消印日が申告書の提出日となり、2月16日(月)から3月16日(月)までの消印が、期限内申告となります。

### 〈確定申告書送付先〉

〒4308-8711  
磐田市中泉112-4  
磐田税務署

## 確定申告Q&A

**Q?** 申告は、どんな人がするのですか？

**A!** 次の方は申告が必要です。

### 「所得税の申告が必要な方」

- ①平成20年中の所得合計額が、基礎控除額や配偶者控除額などの控除合計額より多い方
- ②平成20年中の給与収入が2,000万円を超える方
- ③給与所得があり、年末調整を受けなかった方
- ④給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑤2か所以上から給与を受け、年末調整がされていない給与の収入金額が20万円を超える方



### 「市県民税の申告が必要な方」

- ①自営業の方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方
  - ②給与以外の所得がある方(所得税と違い、給与以外の所得が20万円以下でも申告が必要です)
- ◇所得税の確定申告をした方や給与所得のみの方で年末調整が済んでいる方は、市県民税の申告は必要ありません。

**Q?** 年金をもらっているだけなら申告をしなくてもいいのですか？

**A!** 年金にも、一定の金額を超える年金を受け取る場合は、

所得税が源泉徴収されますが、これらについては年末調整が行われなため、確定申告で1年間の税金の精算をすることになります。国民健康保険税などの「社会保険料」や「生命保険料・地震保険料」「医療費」などを支払った人は、確定申告や市県民税申告により所得から控除することができる場合があります。

源泉徴収されていない人も、所得税や市県民税が課税される場合があります。市県民税の控除の申告により減額できる場合もありますので、申告してください。



### ●医療費控除の申告

#### 〈高額療養費の申請を先に済ませましょう〉

高額療養費支給の対象になる方は、事前に高額療養費の申請をしてください。国民健康保険に加入している方は、市役所1階市民課保険年金係または、支所1階市民サービス課市民サービス係で申請してください。領収書は、確認してお返しします。

平成20年12月診療分が高額療養費に当てはまる方には、2月下旬に市民課保険年金係から申請書を郵送しますので、申告に間に合うよう申請してください。

社会保険に加入している方は、勤務先で高額療養費の申請手続きをしてください。

#### 〈領収書を確認しましょう〉

領収書を発行した病院や施設などで医療費控除に該当する金額を確認しておってください。

#### 〈領収書を集計しておきましょう〉

医療費控除の申告をする方は、あらかじめ医療費の領収書を集計し、明細書を作成しておってください。

明細書に必要な事項を記入したら、領収書を明細書にはるか、封筒に入れ、申告書と一緒に提出してください。申告の際に提出するのは、領収書の原本です。領収書が必要な方は、あらかじめコピーをいくつかおいてください。

明細書は、市役所2階税務課市民税係または、支所1階市民サービス課市民サービス係で配布しています。パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」↓「各種様式(明細書・計算明細書等)」から用紙の印刷ができます。

**Q?** 所得がなくとも申告する必要はありますか？

**A!** 所得がない方でも市県民税の申告をしましょう。国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定基礎資料になります。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置を受けるためには、「所得がなかったこと」の申告をする必要があります。

〈市県民税申告書提出先〉

〒437-8000

袋井市役所税務課市民税係

**Q?** 地震保険料控除について教えてください

**A!** 平成19年分所得から、地震保険料控除が新たに創設されました。

これに伴い、短期損害保険料は控除対象から外れました。長期損害保険料は、平成18年12月31日までに加入または、契約したものに限り、引き続き控除することができます（限度額は、市県民税が10,000円、所得税が15,000円）。

なお、1つの契約の中で地震保険料と長期損害保険料の両方がある場合は、いずれか片方の控除額しか適用することができません。

地震保険料と長期損害保険料がそれぞれ別の契約の場合は、2つ

の控除額を組み合わせ、地震保険料の限度額まで控除を受けることができます。



【地震保険料控除の計算式】

〈市県民税〉

地震保険料控除 = 支払った地震保険料 × 1/2 (限度額25,000円)

〈所得税〉

地震保険料控除 = 支払った地震保険料 (限度額50,000円)

**Q?** どういう場合に、市県民税の住宅ローン控除の対象となるのですか？

**A!** 平成11年から平成18年までに入居し、住宅借入金等特別控除限度額が所得税より大きく、税源移譲により控除しきれない額がある方は、毎年申告することにより、翌年度の市県民税の所得割額から控除できます。

平成19年以降に入居した方は、市県民税からの控除はできません。



確定申告書の控えに  
受付印が必要な方は

市内の申告記載会場では、提出された確定申告書の控えに、受付印を押すことができます。

受付印が必要な方は、磐田市文化振興センターまたは、磐田税務署に申告書を提出してください。

詳しくは、磐田税務署にお問い合わせください。

◎磐田税務署 ☎3216111  
(自動音声案内です。「2」を選択してください)

所得税の納税は  
3月16日(月)までに

確定申告をした方で、税金を納める必要がある方は、現金納付、口座振替などで納税をお願いいたします。

市民の皆さんが納付していただく税金は、将来を担う子どもたちの教育環境の整備や安心して暮らせる医療・福祉の充実、地震対策、地球温暖化対策としての環境に配慮した諸施策など「安全で快適なまちづくり」を進めるための重要な財源です。

税金は、納期限までに納めていただくようお願いいたします。



●障害者控除対象者認定書

◇身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、市が発行した認定書を添付すれば、所得税や市県民税申告の障害者控除を受けることができます。



●おむつ代の医療費控除確認書  
▽初めておむつ代の医療費控除の申告をする方  
：医師に「おむつ使用証明書」の交付を受けて、所得税や市県民税の申告をしてください。

◎お問い合わせ先 長寿課長寿福祉係

☎44-3121  
◎市民サービス課市民福祉係  
☎23-9213

▽2年目以降（継続して受けている）の方：市に申請し発行された確認書を添付すれば、所得税や市県民税申告でおむつ代が医療費控除の対象として認められます。

●対象 平成20年中に作成した介護保険主治医意見書（介護保険被保険者証に記載されている認定の有効期間が13か月以上の方は、平成19年中に作成された意見書）の日常生活自立度が「B1」「B2」「C1」「C2」のいずれかで、尿失禁の可能性がある方

◎お問い合わせ先 長寿課介護保険係

☎44-3152  
◎市民サービス課市民福祉係  
☎23-9213